

茶道部 規約

(名称)

第1条 本団体は、茶道部と称する。

(目的)

第2条 本団体は日本の伝統文化を学ぶことを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は、1人当たり年額8,000円とし、新年度6月中に徴収することとする。
但し、年度途中に加入したものは入会后1ヶ月以内に納入することとする。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表する。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計2名…会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全構成員の半数以上の意見により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全構成員の賛同により改廃される。

附則

この規約は平成12年12月27日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和7年4月25日から施行する。